

議案第 6 号

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 一般職の職員の給料の額及び期末勤勉手当の支給割合の改定等並びに一般職の職員について、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間、給料月額を減額したいため。

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「及び附則第8項第4号」を削り、「及び第20条の3」を「及び第20条の3第1項」に改め、同条第2項中「6月」を「、6月」に、「においては」を「には」に、「乗じた額に基準日以前6か月以内の」を「乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の」に改め、同条第4項中「100分の205」を「100分の207.5」に、「100分の220」を「100分の222.5」に改め、同条第5項中「。附則第8項第4号において同じ。」を削る。

第21条第1項中「及び附則第8項第5号」を削り、同条第2項第1号中「100分の85」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の42.5」に改め、同条第3項中「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、「、「附則第8項第4号」とあるのは「附則第8項第5号」と」を削り、「同条第5項」を「同条第6項」に、「準用する第20条第4項」を「準用する第20条第5項」に改める。

附則中第8項から第11項までを削り、第12項を第8項とし、附則に次の1項を加える。

（平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における給料月額に関する特例）

9 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における一般給料表の適用を受ける職員の給料の月額は、第3条から第3条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による給料の月額に、第23条の2の規定の適用を受ける職員にあつては100分の95を、同条の規定の適用を受けない職員にあつては100分の98を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、第14条の2、第18条、第20条及び第21条並びに交野市職員の退職手当に関する条例（昭和47年条例第19号）の規定による給料の月額については、この限りでない。

別表第 1 及び別表第 3 から別表第 5 までを次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定（「及び附則第8項第4号」を削る部分に限る。）、同条第5項の改正規定、第21条第1項の改正規定、同条第3項の改正規定（「、「附則第8項第4号」とあるのは「附則第8項第5号」と」を削る部分に限る。）及び附則中第8項から第11項までを削り、第12項を第8項とし、附則に1項を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の交野市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第3から別表第5までの規定は、平成29年4月1日（以下「切替日」という。）から、附則第3項及び第4項の規定は、同年12月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成29年12月に支給した期末手当に限り、新条例第20条第4項の規定中「100分の222.5」とあるのは「100分の225」とする。
- 4 平成29年12月に支給した勤勉手当に限り、新条例第21条第2項第1号の規定中「100分の90」とあるのは「100分の95」とし、同項第2号の規定中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

(給与の内払)

- 5 職員がこの条例による改正前の交野市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。